

出張報告書	幹事長印	経理責任者印

平成30年1月30日

幹事長
重光 俊則 殿

出張者氏名 重光 俊則 印

下記のとおり報告します。

1. 出張先 ひまわり総合法律事務所（大阪市北区西天満 4-1-20）

2. 出張日時 平成30年1月17日（水）

3. 出張用務（宿泊を要する場合はその事由）
「政治倫理審査における適正な判断のための法律相談」

4. 旅費等（2人）

[1] 法律相談費用	10,000 円
[2] 旅費	1,540 円
JR 熊取 ～ 天王寺 往復運賃	1080 円
地下鉄 天王寺～淀屋橋 往復運賃	460 円
総計	<u>11,540 円</u>

5. 内容報告

ひまわり総合法律事務所の重村達郎弁護士と面談し、下記について適正な考え方を確認した。

- [1] 「記憶違い」と「謝罪」の法的位置づけについて
- [2] 損害賠償に対する道義的責任について
- [3] 法的に裁ける事項と倫理的・道義的責任について
- [4] その他政治倫理審査における注意点等

領収証

No.

熊取町議会 熊愛の会 様

2018 年 1 月 17 日

金額	¥	1	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---

印紙税法第5条第1号
に該当のため印紙省略

内

但 法律相談料とし

消費税等

上記正に領収いたしました

〒530-0047 大阪市北区西天満4-1-20
リーブラザビル5階

現金			
小切手			

ひまわり総合法律事務所

弁護士 重村 達郎



係

HISAGO 778

FSCミックス森林認証紙